

**第25期小山市農業委員会
第17回総会議事録**

令和6年10月25日

1. 開催日時 令和6年10月25日（金）午後1時31分から午後2時18分

2. 開催場所 小山市役所6階 大会議室

3. 出席委員 18人

会長 19番 大塚 稔（議長）

2番 篠原 和香子

3番 篠崎 巖

4番 永嶋 朋子

5番 鶴見 礼夫

6番 田口 正剛

7番 玉野 一雄

8番 寺田 仁一

9番 黒崎 照男

10番 本橋 信男

11番 舘野 強志

12番 菅沼 正治

13番 杉山 力

14番 山口 誠英

15番 山本 光康

16番 石川 政道

17番 野原 重雄

18番 柏瀬 勝彦

欠席委員 1人

1番 保坂 健司

4. 付議事件

議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号	非農地証明願について
議案第4号	農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について
議案第5号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）
議案第7号	令和6年度農地等利用最適化推進に関する意見の提出について
報告第1号	栃木県農業会議意見聴取の会長専決処理案件について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第3号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について
報告第4号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について

5. 出席職員

農業委員会事務局

	事務局長	高橋	信雄
農地調整係	係長	根本	護
	主査	金澤	卓哉
	主事	山中	啓
農地利用最適化推進係	係長	中村	俊也

事務局	総会開会にあたり、出席委員数をご報告申し上げます。ただいまの出席委員数は18名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。開会に先立ちまして、大塚会長にご挨拶をお願いいたします。
会 長	(会長挨拶)
事務局	ありがとうございました。小山市農業委員会総会規則第5条により、総会議長は会長が務めることになっておりますので、大塚会長にこれよりの議事進行をお願いいたします。
議 長	ただいまより、第17回小山市農業委員会総会を開会いたします。お手元の議事日程に基づきまして、議事を進行していきたいと思います。 初めに、議事録署名人の選出を行いたいと思います。いかに選出したらよろしいかお諮りします。 (議長一任との声あり)
議 長	それでは、7番玉野一雄委員、12番菅沼正治委員を議事録署名人に任命いたします。よろしくをお願いします。 なお、会議の書記につきましては、農業委員会事務局の金澤主査を指名いたします。 それでは議事に入ります。お手元の議案書をご覧ください。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第1号 農地法第3条農地等の権利移動に関する許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。 議案書の2・3ページ、別紙位置図1から3ページをご覧ください。 今回は、12件の申請がございました。 まず、番号1番から4番につきまして、受け人が同一であり、関連がありますので一括してご説明申し上げます。 こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。 対象農地は : 田5筆 面積 4,704㎡ 権利取得後の経営面積は : 169a 農機具等の保有状況は:トラクター、耕運機等を所有しており 申請地は、主たる事務所からから0.3kmのところに位置する農地です。 以上が1番でございます。

続きまして、番号5番につきまして、ご説明申し上げます。
こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。
対象農地は：畑1筆 面積 1,080㎡
権利取得後の経営面積は：220a
農機具等の保有状況は：トラクター、コンバイン等を所有しており
労働力は：1人
申請地は、自宅から0.01kmのところに位置する農地です。
以上が5番でございます。

番号6～12番につきまして、受け人が同一であり、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

こちらは使用貸借権設定に関する案件でございます。
対象農地は：畑12筆 面積 4,425㎡
権利取得後の経営面積は：44a
農機具等の保有状況は：トラクター、耕運機等を所有しており
申請地は、主たる事務所から1kmのところに位置する農地です。
以上が6番から12番でございます。

以上、12件の案件につきまして、受け人の農業機械・労働力・技術・通作距離等に問題が無く、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。また、受付後、申請書類及び添付書類を点検・補正し、現地調査を行うなどしましたところ、問題はございませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

9番 番号1～4番について、関連がありますので一括して補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。

受け人は社会福祉事業の一環として稲作を拡大することを考えており、農地の取得を検討していました。そのため、受け人と相談したところ、農地を売買することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

4番 番号5番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。

受け人は、申請地を祖父の代より耕作していることから、農地の取得を検討していました。渡し人と相談したところ、農地を売買することで話がまとまったため、今回の申請に及んだ

ものです。

許可することが相当と思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

3 番

番号6番から12番について、関連がありますので併せて補足説明をさせていただきます。
本件は農地法第3条の規定による使用貸借に関する案件です。

受け人は以前より渡し人の農地を相対で貸借していました。今年から法人化し正式に農地の貸借契約するため、渡し人と相談したところ、使用貸借をすることで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

15 番

番号6番から12番の案件ですが、受け人は申請地で何を作付けするのでしょうか。

事務局

人参、なす、ピーマン、きゅうり、カブ、ほうれん草、ラディッシュ、たまねぎを主に作付するとのこと。

議 長

他に質疑はありませんか。

(特になし)

議 長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長

「異議なし」と認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、別紙位置図4から5ページでございます。

今回は、3件の申請がございました。10月17日に調査委員会第3班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

転用の目的は、資材置場でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積1,277㎡。

売買を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人は工事現場での足場工事や解体工事を請け負う法人です。大手と契約したことにより業務の増加を見込んでおり、自社で使用する資材置場や作業車駐車を探していました。申請地は交通の利便性が高く、足場材の置場や作業車の駐車を設置するのに十分な面積を確保できる適地であり、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、農振法、都市計画法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は井戸、排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北・南は宅地、東は道路、西は畑。周囲との境には土留め及び仮囲いを設けて被害を防除するとのことです。

資金計画につきましては、全体事業費1,299万円で、融資で賄うとのことで、融資証明書が添付されております。

以上が1番でございます。

続きまして、番号2番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積264㎡。

売買を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、親子で居住する2階建ての住宅にて、2階にある寝室への上り下りに危険があると感じたため、平屋建住宅の建築を計画しました。市街化区域に近く、受け人の通勤や同居の母の通院に適した土地を探したところ、申請地が適地であり、申請に至ったとのことです。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

取水は市水道、排水は市下水道へ放流。雨水は敷地内自然浸透。

取水排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北は道路、東・南・西は畑。農地との境には植栽を設けて被害を防除するとのことです。

資金計画につきましては、全体事業費2,130万円で、自己資金で賄うとのことで残高証明書が添付されております。

以上が2番でございます。

続きまして、番号3番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑2筆、面積459㎡。

贈与を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人は借家に家族3人で居住しておりますが、子どもの成長に伴い手狭に感じており、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は実家から近く、子育てや将来の両親の介護を考えると適地であり、申請に至ったとのことです。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、いずれも支障なし。

取水は井戸、排水は美田東部土地改良区の水路へ放流とのことで、同意書が添付されています。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北は農地、東・南は道路と水路、西は宅地。農地との境には植栽及びフェンスを設けて被害を防除するとのことです。

資金計画につきましては、全体事業費2,961万円で、融資及び自己資金で賄うとのことで、融資証明書と残高証明書が添付されております。

以上が3番でございます。

議 長

事務局の説明が終わりました。引き続き、地元委員の補足説明をお願いします。

9 番

番号1番について、補足説明いたします。

受け人は、工事現場における足場工事や解体工事を請け負う法人です。令和4年に法人を立ち上げ、順調に業績を伸ばしております。大手と契約したことにより業務の増加を見込んでおり、自社で資材置場や作業車駐車を確保する必要性が出てきました。

申請地は交通の利便性が高く、足場材の置場や作業車の駐車が同時に確保できることから適地であり、今回の申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

6 番

番号2番について、補足説明いたします。

受け人は親子で2階建ての住宅に居住しておりますが、2階にある寝室への上り下りに危険があると感じておりました。そのため、平屋建住宅の建築を計画しました。

受け人の通勤や同居の母の通院に適した土地を探したところ、市街化区域の近くで生活がしやすい申請地を見つけ、今回の申請に至ったとのことです。許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

17 番

番号3番について、補足説明いたします。

受け人は、借家に家族3人で居住しておりますが、子ども成長に伴い手狭に感じたため、将来を見据えて自己用住宅の建築を計画しました。子育てや両親の老後の介護を考えて実家近くの土地を探したところ、父が所有する申請地が適地であり、今回の申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

（特になし）

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。
議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決すること、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声あり）

議 長 「異議なし」と認め、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号「非農地証明願について」、事務局の説明を求めます。

議 長 議案第3号 非農地証明願について、ご説明申し上げます。
議案書5ページ、別紙位置図6ページでございます。
今回は、2件の願出がございました。10月17日に調査委員会3班と事務局で現地確認を実施いたしました。

事務局 それでは、番号1番をご覧ください。
願出地は、田1筆、面積472㎡。
願出の理由ですが、願出地は平成12年頃から地元で事業を営む業者の資材置場として利用されてきました。所有権移転をするために土地について調べたところ、農地であることが判明しました。今後も資材置場として使用したいと考え、今回の願出に至りました。
願出地は、航空写真により、少なくとも20年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が1番でございます。

続きまして、番号2番をご覧ください。

願出地は、田3筆、面積509㎡。

願出の理由ですが、願出地は40年以上前から宅地の一部として利用されてきました。自宅を建て替えるために調査したところ、敷地の一部が農地であることが判明しました。今後も宅地として使用したいと考え、今回の願出に至りました願出地は、

航空写真により、少なくとも25年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が2番でございます。

	以上2件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。
10番	番号1番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。 願出地は、平成12年頃から地元で事業を営む業者の資材置場として利用されてきました。業者に所有権移転しようと調査したところ、農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのことでした。 非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
7番	番号2番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。 願出地は、40年以上前から農業用倉庫等の宅地の一部として利用されてきました。自宅を建て替えるために調査したところ、敷地の一部が農地であることが判明したため、分筆して今回の願出に及んだとのことでした。 非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。 (特になし)
議 長	これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。 議案第3号「非農地証明願について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なしとの声あり)
議 長	「異議なし」と認め、議案第3号「非農地証明願について」、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第4号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案書の内容を読み上げる)

議 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。 (特になし)
議 長	これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。 議案第４号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なしとの声あり)
議 長	「異議なし」と認め、議案第４号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第５号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」、審議いたしますが、その中に委員に関する案件が１件あります。 これは、農業委員会等に関する法律第３１条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、これらの案件を先に審議したいと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なしとの声あり)
議 長	それでは、はじめに議案第５号の利用権設定分のうち、１１ページ記載の番号１２番から１５番は山本光康委員に関する案件ですので、山本委員は、一旦退出願います。 (山本委員 退出)
議 長	議案第５号のうち番号１２番から１５番について、事務局の説明を求めます。 (議案書の内容を読み上げる)
事務局	ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。 (特になし)
議 長	これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。 議案第５号のうち番号１２番から１５番について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め、議案第5号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」のうち番号12番から15番について、原案のとおり可決いたします。
山本委員は入場してください。

(山本委員 入場)

議 長 続きまして、議案第5号のうち、番号1番から11番及び16番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。
議案第5号のうち、番号1番から11番及び16番について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め、議案第5号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」のうち、番号1番から11番及び16番について、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」、について、可決してよろしいでしょうか。

（異議なしとの声あり）

議 長 「異議なし」と認め、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」、について、可決いたします。

次に、議案第7号「令和6年度農地等利用最適化推進に関する意見の提出について」、事務局の説明を求めます。

事務局 （議案書の内容を読み上げる）

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、意見のある方は、順次、発言願います。

15番 市への要望のうち、2番目の農用地の保全等に関する事業の活用についてですが、この要望の趣旨としては、維持管理が困難となっている農地が増えてきており、農地以外のものにして管理を簡便化したいということだと思います。改めて文面を見直してみましたところ、ここに、「農産漁村の活性化に関する基本的方針」と、「農用地の保全等に関する事業」という言葉が出てきたので調べてみました。そうしたところ、農地転用や農振除外の手続を経ないで、農地を放牧地や植林地にすることができるようで。この要望の内容からすると、農地を農地以外のものにする、農地を農地以外のものに転用することを農業委員会が率先して要望することになり、これまでの農業委員会の立場と相反することになります。趣旨としては理解できるし、このような事業を活用するのは悪いことではないですが、わざわざ要望しなくてもよいのではないのでしょうか。

10番 先ほど、これまでの農業委員会の立場と相反することになるという発言がありましたが、全くそのとおりだと思います。要望内容に反対するというものではありませんが、農業委員会としての要望事項からは外した方がよいと思います。

議 長 ただいま、要望事項のうち「農用地の保全等に関する事業の活用について」について、2名の委員から要望から除いたらどうかという意見がありましたが、いかがでしょうか。

（賛同との声あり）

議 長 他の要望事項について意見はありませんか。

（意見なし）

議 長	これにて、意見聴取を終了します。これより、採決を行います。 議案第7号「令和6年度市農地等利用最適化推進に関する意見の提出について」、要望事項のうち「農用地の保全等に関する事業の活用について」を除く4件について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 （異議なしとの声あり）
議 長	「異議なし」と認め、議案第7号「令和6年度市農地等利用最適化推進に関する意見の提出について」、要望事項のうち「農用地の保全等に関する事業の活用について」を除く4件について、原案のとおり可決いたします。 議案第7号「令和6年度市農地等利用最適化推進に関する意見の提出について」、要望事項のうち「農用地の保全等に関する事業の活用について」を除く4件について、市長および小山市議会議長に対して要望することといたします。
議 長	報告第1号から第4号について事務局の説明を求めます。
事務局	（報告書の内容を読み上げる）
議 長	以上で、本日の議題・報告はすべて終了いたしました。 以上をもちまして、第17回小山市農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は、金澤主査が作成したものであり、その内容の正当なる事を証するため署名する。

令和 年 月 日

農業委員会長

議事録署名人

議事録署名人
